

2012年4月16日

御中

特定非営利活動法人食品安全グローバルネットワーク
会長 伊藤 馨志男

私どもは、食の安全・安心に対する要求が高まっている中で、食の安全・安心にかかわる知識の創造、収集・整理、啓発、研究支援等を行い、これらに対するネットワークを構築することを目的とする特定非営利活動法人（NPO 法人）です。

食品添加物に関する政策について、貴党のお考えをお聞かせ下さい。通常国会の会期中で大変ご多忙中と拝察いたしますが、以下の3点について、5月15日迄にお願いします。

食品添加物への対応に関する質問

1. 未承認遺伝子組換え食品添加物が流通したことについて

昨年12月5日、韓国のCJ社のインドネシア工場で生産された調味料（5'-グアニル酸二ナトリウムと5'-イノシン酸二ナトリウムの混合物）が、食品衛生法に基づく安全性審査を経ていなかった遺伝子組換え微生物を利用した添加物であったと厚生労働省が報道しました。さらに、12月22日、BASF ジャパン株式会社が輸入したリボフラビンとキシラナーゼが同様の手続きを経ていなかったと厚生労働省が報道しました。これらは、「食品衛生法に基づく安全性審査を経ていなかった遺伝子組換え微生物を利用した添加物」に相当し、食品衛生法違反であることは明らかです。未審査遺伝子組換え食品添加物を取り扱っていた添加物製造業者が81社に上ることも本年3月1日の厚生労働省の発表で判明しました。

一方、国立医薬品食品衛生研究所にお尋ねしたところ、3月28日、「本添加物に関する監視のための試験法の開発研究は、厚生労働省から依頼されておりません。そのため、検査法がない状況です。」との御回答をいただきました。

輸入者が正確に申告しなければ、未審査遺伝子組換え食品添加物が検疫所をすり抜けることは明らかであり、何らかの対策が早急に講じられなければなりません。

本件についての貴党の対応をご教授下さい。

2. ビタミン類の供給体制について

ビタミン類は、食品添加物あるいは医薬品として欠くことのできないものです。武田薬品工業株式会社の山口県の光工場での生産終了にともない、国内でのビタミン類（原体、あるいは原薬）の生産は「ゼロ」になったと伺っております。

国民の疾病の回復や健康の維持に必要でありますビタミン類の供給体制の確保についての貴党の対応をご教授下さい。

3. 食品に使用された食品添加物の表示について

食品の売買に当たって、消費者は売買契約の買主です。食品の表示は、その行為を決定するための唯一の手段であり、事業者は消費者の権利を守っていただくことが両者の互恵の維持にとって極めて重要です。然しながら、食品に使用された食品添加物については、十分には表示されないルールになっているとの不満が消費者側にあります。

現在、消費者庁で進められております「食品表示一元化」の検討についての貴党の対応をご教授下さい。

以上。

連絡先：

特定非営利活動法人食品安全グローバルネットワーク（大阪府指令府活 2-271 号）

〒530-0047 大阪市北区西天満 3 丁目 13-18 島根ビルディング 5 階

事務局長 中村 幹雄（mikio-nakamura@mopera.net）

電話：06-6311-1494 FAX：06-6311-1484 携帯電話：090-3280-4181